



平成２２年１２月２４日

南丹市長 佐々木 稔納 様

南丹市特別職報酬等審議会

会 長 藤 林 芳 朗

市長等特別職の給料の額について（答申）

平成２２年１１月１０日付けで諮問のありました市長、副市長及び教育長の給料の額の適正化について、本審議会において慎重に審議した結果、次の結論に達したので、ここに答申します。

答 申 書

南丹市特別職報酬等審議会

答 申

1 市長、副市長及び教育長の給料の額の適正化について

市長、副市長及び教育委員会教育長の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

市 長	月額	7 5 0 , 0 0 0 円	(現行 8 8 0 , 0 0 0 円)
副市長	月額	6 6 0 , 0 0 0 円	(現行 7 2 0 , 0 0 0 円)
教育委員会教育長	月額	5 9 0 , 0 0 0 円	(現行 6 4 0 , 0 0 0 円)

2 審議会開催状況

平成 2 2 年 1 1 月 1 0 日 (水)

平成 2 2 年 1 1 月 1 8 日 (木)

3 審議経過及び内容

本審議会は、平成 2 2 年 1 1 月 1 0 日、南丹市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、市長から市長、副市長及び教育委員会教育長の給料額の適正化について諮問を受けた。

審議会は、事務局より提出のあった資料等をもとに、公正中立の立場に基づき、市民の代弁者として広い視野に立ち、市長等常勤特別職の職務の重要性、南丹市の財政状況等を考慮し、様々な角度から意見を述べ検討を重ねてきた結果、上記の結論に達したものである。

審議会における主な審議内容は次のとおりである。

- (1) 市長等特別職の給料の額は、南丹市一般職の職員給与の改定状況、府内の自治体や財政規模、人口等が類似する団体の額とも比較、検討して決定する必要がある。

(2) 南丹市は、合併して5年が経過しようとしているが、行政組織のスリム化は一定、図られたものの、今後の財政運営は引き続き大変厳しい状況にある。

(3) 市長等常勤特別職の果たすべき職責は、多様化する行政需要等に対し、これまでも増して重くなっていくものと思われるが、昨今の社会経済情勢や本市の厳しい財政事情の下、市長等の給料月額が条例額より平成19年4月から5～3%、平成20年4月から現在までは10～6%を減額措置されていることを鑑み、給料月額については減額することで意見が一致した。

4 付帯意見

(1) 市長等常勤特別職の給料額については、平成19年から財政運営上の観点により暫定的な減額措置が講じられているが、本答申に基づき給料額を減額改定することにより減額措置の解消を図られたい。

(2) 今回の答申については、現時点の社会情勢に基づき審議決定したものであり、市長等常勤特別職の給料の額は常にその水準を検討すべきであるという観点から、本審議会は定期的を開催することが適当である。

南丹市特別職報酬等審議会

会 長	藤 林 芳 朗
会長職務代理	市 原 照 三
委 員	齋 藤 栄
委 員	村 山 八 紘